

NO.	項目	ページ	御意見の内容（要旨）	県の考え方	
				結論	理由
1	目次	—	第2章と第3章は、「章節款」を明記しているのに、第1章、第4章、第5章、第6章についても、「節と款」を追記してほしい。それにより、障害福祉計画の全体像を、目次で知ることができる。	御意見として賜ります	本計画は、障害福祉サービス等の提供体制の確保等を目的に、国の基本指針に即し、成果目標や支援の種類ごとの必要な量の見込量等の活動指標を定めるものであり、成果目標を記載した第2章及び活動指標を記載した第3章については、本計画の主項目であることが分かるよう、各目標、指標に見出しを付け、このような記載としておりますので、御理解願います。
第1章 基本的事項 2 基本理念					
2	—	1～3	障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援など、基本理念には、盲ろう者にとって大切なことがいくつも記載されており、全面的に賛同します。	御意見として賜ります	—
3	(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備	1～2	入所等から地域生活への移行においては、グループホームへの入居・ショートステイ受け入れ体制確保も重要だが、民間賃貸住宅や公営住宅への移行が本旨であるべきで、その旨の記述が必要である。障害福祉の分野では、「地域移行」の目標はグループホームであるかのような捉え方が広まっているので、その誤解を解くためにも明確な記述が必要である。 【記述例】 「～地域生活支援拠点等の整備に当たっては、民間賃貸住宅・公営住宅入居などの地域生活への移行等に係る相談、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供～」	現在の計画に記載しております	本計画における「地域生活への移行」については、第2章の記載において「入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点を共同生活援助、福祉ホーム、一般住宅、公営住宅等へ移行することをいいます（家庭復帰を含む）。（p.7 第2章 1（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行）」としておりますので、御理解願います。
第1章 基本的事項 3 計画の概要					
4	—	3	宮城県の障害のある人もない人も共生する社会づくり条例（仮称）の制定プロセスのなかで、盲ろう者がタウンミーティングや条例検討会、大綱（素案）の団体説明会、中間案のパブリックコメントに参加したり、直接関わることで意見を出したり、宮城県障害者施策推進協議会を盲ろう者が傍聴できたことで、今回、初めて宮城県障害者福祉計画の存在とパブリックコメントがあることを知り、意見を出すことができたことは、当事者団体としても大変ありがたく、有意義な機会となりました。 ホームページへの掲載だけでは情報が入らず、またインターネットを閲覧できない盲ろう者もいるため、今後も県から当事者団体への直接のお知らせと盲ろう者に必要な情報媒体での情報提供支援をお願いしたい。同時に障害者福祉計画の中間案は、かなりの分量で読むだけでも見える、聞こえる人の3倍も5倍も時間を要し、読み切れない盲ろう者もいることから、こうした障害者に関わる情報や計画などに関するものは、県からの直接の説明やヒアリングも重要かつ必要であり、直接お会いして説明をいただいたり、確認できる機会と時間を作っていただけることを願います。 ●障害者権利条約のスローガン 「Nothing about us without us」（ナッシング アバウト アス ウィズアウト アス） 「私たちのことを私たち抜きに決めないで」 ●持続可能な開発目標SDGs（エスディーゼーズ）の基本理念 「leave no one behind」（リーブ ノーワン ビハインド） 外務省の公的な日本語訳では、「誰一人取り残さない」となっていますが、取り残されがちな障害者を含めた私たちの立場では、「誰も取り残されない」などと使われることもあります。 視覚と聴覚の障害を併せ持ち、コミュニケーション（意思疎通）、情報入手、移動に困難を抱える盲ろう者が社会に取り残されないように、また居住環境や障害の状況に合わせた必要な支援が行き届くような福祉計画となることを願う。	計画の策定にあたり対応しております	今回のパブリックコメントの実施については、県ホームページの掲載や障害福祉関係団体への個別周知等を行っております。今後も障害の特性等に配慮したアクセシビリティの向上に努めてまいります。 本計画は、国の基本指針に即して県及び市町村で策定するものですが、障害者等のサービスの利用実態及びニーズの把握のため、各市町村において、障害当事者や家族、障害福祉サービス等事業者、関係団体等に対するアンケート、ヒアリング等によるニーズ調査等を行っております。県計画では、そうした障害当事者等のニーズを反映した市町村計画の数値目標等を尊重し、整合性を図りながら策定することとしております。

NO.	項目	ページ	御意見の内容（要旨）	県の考え方	
				結論	理由
5	—	3	宮城県障害者福祉計画(中間案)の作成にあたり、根拠やたたき台になっているデータについて。 (1) 宮城県障害者福祉計画(中間案)の数値も指標の根拠となるデータや実情も示されると分かりやすくなると思う。 (2) 数字には利用実績しか現れていない可能性もあり、実際には「利用したくても利用できない」事例や実態も少なくないのではないか。数字には表れない部分に障害者の抱える困難や課題、ニーズがあるのではないか。 (3) 障害者福祉サービスの実態調査をサービス提供事業者、障害者、当事者団体、支援団体等に実施すべきではないか。 (4) 障害者福祉の充実を図るためには、計画の様々な数値目標を全体として上げていく計画になると良いのではないかと考える。数値が上がることで経済も雇用も人の動きもサービスの質と量も充実にもつながり、これまでの負のスパイラルから脱却して、好循環を生み出す施策が必要ではないか。 (5) 実態調査や分析も踏まえて、地域の実情や課題に対応した障害福祉計画ができるのではないかと考える。	計画の策定にあたり対応しております	本計画は、国の基本指針に即して県及び市町村で策定するものですが、障害者等のサービスの利用実態及びニーズの把握のため、各市町村において、障害当事者や家族、障害福祉サービス等事業者、関係団体等に対するアンケート、ヒアリング等によるニーズ調査等を行っております。県計画では、そうした障害当事者等のニーズを反映した市町村計画の数値目標等を尊重し、整合性を図りながら策定することとしております。 成果目標及び活動指標の設定につきましては、基本的には直近の障害保健福祉施策の動向等を踏まえた国の基本指針に即し、さらに地域の実情に応じて策定される市町村計画との整合性を図ったものとしております。 目標達成に向けては、今後具体的な取組を推進してまいります。
6	—	3	新型コロナウイルス感染症による影響について (1) 経済に関しては、すでに新型コロナウイルス感染症による影響が大きく出ている状況で、障害者福祉にも様々な影響が出ていると考えるが、こうした影響は考慮されている障害福祉計画となっているか。 (2) 新型コロナウイルス感染症の社会状況のなかでもプラスに積み重ねていける要素をどんどん打ち出してほしい。	計画の策定にあたり対応しております	成果目標及び活動指標につきましては、基本的には直近の障害保健福祉施策の動向等を踏まえた国の基本指針に即して設定し、さらに地域の実情に応じて策定される市町村計画との整合性を図っております。今後の施策展開に当たっては、新型コロナウイルス感染症による影響の把握に努め、取り組んでまいりたいと考えております。
7	—	3	障害者福祉計画の中間案の作成にも当事者や当事者団体の声やニーズを把握したうえで作成してほしい。 今回の中間案について広く県民から意見を聞く機会となっているが、中間案作成前のプロセスでなんらかの形で当事者団体にヒアリングを行い、状況やニーズを確認したうえで中間案が作成されるとさらに計画もリアルになっていくのではないかと考える。	計画の策定にあたり対応しております	本計画は、国の基本指針に即して県及び市町村で策定するものですが、障害者等のサービスの利用実態及びニーズの把握のため、各市町村において、障害当事者や家族、障害福祉サービス等事業者、関係団体等に対するアンケート、ヒアリング等によるニーズ調査等を行っております。県計画では、そうした障害当事者等のニーズを反映した市町村計画の数値目標等を尊重し、整合性を図りながら策定することとしております。
8	—	4	宮城県障害者福祉計画も審議される宮城県障害者施策推進協議会の委員について記載されているが、より施策に関わる影響のある当事者委員の割合と人数を増やしてほしい。	御意見として賜ります	要望として承ります。 なお、宮城県障害者施策推進協議会の委員については、「障害者施策推進協議会条例」により定員20人以上と定められており、障害当事者2名、家族会代表1名、支援団体4名、関係団体（医師会・商工）3名、学識経験者（大学教授、弁護士）4名、行政関係者（市長会・町村会・労働局等・特別支援学校校長会）5名の計19名で構成されています。
第2章 提供体制の確保に係る目標					
9	—	7～44	第2章、第3章について、「一部新規」及び「新規」目標が、一瞥して分かる表記が一覧表があれば良い。一覧の資料があれば、新規目標を知ることができ、新しい計画の特徴を知ることができる。	計画の策定にあたり対応しております	「成果目標（第2章）」及び「活動指標（第3章）」の新規項目及び一部新規項目の一覧については、11月19日に開催した第3回障害者施策推進協議会において配布し、県ホームページで公開しております。（資料3-2「宮城県障害福祉計画」次期計画の概要について）

NO.	項目	ページ	御意見の内容（要旨）	県の考え方	
				結論	理由
第2章 提供体制の確保に係る目標 1 障害者に対するサービス等の提供体制の確保に係る目標					
10	(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	7~8	<p>入所施設の定員の削減目標を掲げるべきである。宮城県では国の基本指針に反し、入所施設定員を増やした上施設入所者数の削減目標を設定しないのはナンセンスだ。障害が重度であっても厚い支援があれば地域で暮らしていける。地域支援基盤をドラステックに増やし、500人以上の入所待機者を減らしていくヴィジョンも合わせて示すべきだ。</p> <p>「地域移行」という県の大方針と矛盾する計画は改めるべきである。</p> <p>在宅障害者の入所ニーズは、居宅介護や訪問看護など“適切な支援”をマネジメントすれば消える。社会資源等の状況は、多分に自治体の姿勢、予算措置で変えうる要素であるため地域支援(訪問系サービス)を重視した計画とすべきだ。</p>	御意見として賜ります	<p>県では、障害者自立支援法が施行され、障害福祉計画の策定が義務づけられた平成18年以前から、障害のある人の地域生活への移行を積極的に進めてきた経緯があり、平成26年度（第3期計画）までの累計値では、国の基本指針を上回る実績があり、むしろ国よりも前倒して地域生活移行を推進してきました。</p> <p>その結果、現在の施設入所者は重度・最重度で、地域での生活が困難な方々がほとんどとなっているほか、施設入所の待機者数も増加傾向にあること、県が平成28年度に実施したアンケート調査の結果においても、「将来住みたい場所」に「施設への入所」を希望する方が一定数いたことなどから、審議会の意見も踏まえ、このような目標設定を行いました。</p> <p>現在地域で生活している方が、将来も地域での生活を続けることができるよう、重度の障害や精神障害のある人に対応するグループホームや、地域生活支援拠点等の整備に要する費用の補助の実施、また在宅で生活する障害のある人が、身近な地域で適切なサービスを受けられるよう、サービス事業等の計画的な整備を推進してまいりたいと考えております。</p>
第2章 提供体制の確保に係る目標 2 障害児に対するサービス等の提供体制の確保に係る目標					
11	(2) 難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保	13	<p>目標設定の考え方について、全面的に賛成します。その上で体制確保について意見を出させて頂きます。</p> <p>1. 言語聴覚士等による専門的支援について。難聴は聴者と同等の聴力を確保することが極めて困難であることを踏まえると、難聴児に対する早期支援では、聴力・聴覚の発達を踏まえた聴覚活用と音声言語の獲得だけでなく、視力・視覚の発達を踏まえた視覚活用と手話言語の獲得も併せて支援することが重要になります。国の基本指針との関連でいえば、難聴議連が出された提言でも「手話早期支援員の育成」が言及されており、宮城県には複数の言語聴覚士養成校がありますが、新生児の発達と聴覚・視覚を活用した支援に関して臨床レベルで育成できる環境が充分とは言えないことから、音声言語のみに特化した支援を担う言語聴覚士等も手話と関連付けた支援ができるように育成する必要があります。しかし今回想定する専門人材についてどのような支援像を考えているのか不明であるため、どのような専門人材を想定しているか、特に手話言語の獲得支援についてはどう考えているのか、について具体的に明記してほしいと思います。</p> <p>2. 児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図る等とありますが、専門人材を育成する教育機関である大学との連携もぜひご検討いただきたいと思います。例えば、宮城教育大学では、単一聴覚障害、盲ろう、ろう重複障害の子どもの早期支援に臨床レベルで対応でき、かつ学校コンサルテーションの実績も有する専門教員が複数名おり、県内にそうした専門教員が集まっていることは全国的に見ても非常に珍しいケースです。聴児及びその家族への切れ目のない支援の充実を図るために、保育、保健医療、教育に加えて宮城県ならではの地域リソースである教員養成大学との連携を強化することと、教員養成大学教員も含めた育成チームを設置し、養成校での育成に加えて経験者を対象とした育成プログラムを確立・充実させていくことを検討していただきたいと思います。</p>	御意見として賜ります	<p>本計画は、国の基本指針に則して、令和5年度末までに関係機関で構成される協議の場を設置し、難聴児の療育支援体制に関する現状及び課題の把握、機能充実にに向けた検討を行い、中核的機能を果たす体制を確保することを目標としているものです。</p> <p>なお、専門人材としては、難聴児支援に関する知識を有するコーディネーターの育成を想定しており、地域の医療機関、教育機関、保健師、障害児通所支援事業所等に対する巡回相談や障害の早期発見・早期対応のための専門的指導、助言等の支援を想定しています。</p> <p>手話言語の獲得については、難聴児とその保護者の多様な状態像に併せて、手話言語、音声言語等の方法を選択できるように、必要な知識や情報について指導、助言、情報提供等を行う体制強化の取組みが必要であると考えております。</p> <p>今後の施策展開に当たっては、御意見を参考とさせていただきます。</p>

NO.	項目	ページ	御意見の内容（要旨）	県の考え方	
				結論	理由
第3章 支援の種類ごとの見込量及びその見込量の確保のための方策 2 障害福祉サービス等の必要な量の見込み					
12	—	19~40	<p>各サービスの実利用者数が記載されているが、サービス利用者数の全体を明示してほしい。</p> <p>県では、（重複していて実人数ではないが）、全体で概数2万人程度（身体3800、知的8300、精神4000、児童4700、難病40）がサービスを利用していると思う。障害手帳所持者のうち、何人がサービスを利用しているのか、明示してほしい。</p> <p>また、計画値と実績値が表形式で記述されているが、全体概要などは、グラフ化してほしい。</p>	御意見として賜ります	<p>令和2年3月における県内の障害福祉サービス等の利用者数は、延べ人数で身体障害5,722人、知的障害12,924人、精神5,646人、児童306人、難病72人となっており、障害児通所支援等の利用者数は、延べ人数で身体障害425人、知的障害3,383人、精神197人、その他579人となっておりますが、実人数については、現状、把握が難しくなっております。</p>
13	—	19~40	<p>障害福祉サービス・メニューのうち、令和元年度の実利用人数では、就労継続支援B型が最も多く、5138人、次に生活介護4793人、計画相談支援3275人、訪問系サービス3061人、放課後デイ2928人、共同生活介護2537人、施設入所1819人、短期入所1038人と続く。そこから見えてくるサービス利用の実態があるので、利用数順にグラフ化することも必要である。</p>	計画の策定にあたり対応しております	<p>本計画は、毎年度、達成状況について分析及び評価を行っており、7月14日に開催した第1回障害者施策推進協議会において令和元年度の利用状況をグラフ化した資料を配布し、県ホームページで公開しております。（資料4「第5期計画進捗状況（概要版）」）</p>
14	<p>（1）障害福祉サービス等の必要な量の見込み</p> <p>①訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）</p>	19	<p>令和5年度における県計画値は、1人当たり月約32時間であり、1日1時間である。たとえば入所施設への待機ニーズが消えるための必要見込み量はどのくらいなのか。少なくともそうした視点での目標設定をしてほしい。</p> <p>また、年度ごとのひとり当たり月平均支給時間は、</p> <p>i. 令和3年度 30.51</p> <p>ii. 令和4年度 31.15</p> <p>iii. 令和5年度 31.87</p> <p>で3年で1時間の増である。ほぼ変わりがなく、地域支援基盤の増強には心許ない。重要なのはこの平均の増加であるため、たとえば年平均で5時間増などの見込み値を設定すべきだ。</p>	御意見として賜ります	<p>本計画の活動指標は、障害福祉サービス等の提供体制の確保等を目的に、国の基本指針に即し、支援の種類ごとの必要な量の見込量を定めるものであり、障害当事者等のニーズを反映した市町村計画の数値目標等を尊重し、設定しているものです。</p> <p>今後は、現在地域で生活している方が、将来も地域での生活を続けることができるよう、入所待機者の実態把握等に努めてまいりたいと考えております。</p>
15	<p>（1）障害福祉サービス等の必要な量の見込み</p> <p>①訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）</p>	19	<p>視覚障害者の同行援護の課題について</p> <p>同行援護が、訪問系サービスに含まれてしまっていて、サービス件数や事業者が少なくなっていることが、全く読み取れないことが、大変気になる場所である。</p> <p>視覚障害者に特化した専門的な移動介助、代読や代筆などの支援を行う同行援護事業の地方の現状として、同行援護サービス事業所の減少、同行援護サービス従業者（ヘルパー）の不足、人材の確保と養成、事業所の採算性の課題など、視覚障害者の社会参加の増加のなかで、自由に利用したいときにサービスが利用できていないということがなかなか見えてこない現状もあるように感じられる。</p> <p>視覚障害者の外出を支える同行援護の充実が宮城県の大きな課題でもあり、交通の不便な地方でこそサービスの利用ができるように様々な手立てが講じられるような福祉計画にしてほしい。</p>	御意見として賜ります	<p>訪問系サービスとして、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援のサービスが含まれておりますが、国の基本指針に即し、個別の見込量の設定はしておりませんので、御理解願います。</p> <p>同行援護の充実の課題につきましては、御意見として承ります。</p>

NO.	項目	ページ	御意見の内容（要旨）	県の考え方	
				結論	理由
第4章 障害者支援施設等の必要入所定員総数 1 指定障害者支援施設の必要入所定員総数					
16	—	47	「定員の増加はやむを得ない」理由などを3つあげているが、50名増員計画は、「入所待機者が500名を超えているので」の理由としては説明がつかないのではないか。	最終案に反映いたします	<p>県立障害者支援施設「船形の郷」の建替において、令和5年度に50人の入所増床を計画しているものです。</p> <p>建替は、民間施設のバックアップ・地域の社会資源のコーディネートといった新たな役割を果たすことも見据えており、地域移行に向けた環境整備にも取り組むこととしております。（p.45 3（1）「船形の郷建替」に記載しております。）</p> <p>しかしながら、在宅で生活されている方の中には、障害の重度化・高齢化等により、入所を希望する方が一定数いることから、入所待機者数は増加傾向となっております。また、地域での生活を希望する入所者の地域移行に取り組みますが、入所者の中には地域での生活が困難な方も多い状況です。さらに、障害児入所施設の18歳以上の入所者の移行先の対応も必要となっております。このため、入所定員を50人増としたものです。</p> <p>御意見を踏まえ、該当箇所を次のように修正しました。</p> <p>「令和2年10月1日現在の指定障害者支援施設の入所定員総数は1,963人ですが、令和5年度に50人定員が増加する予定です。</p> <p>地域での生活を希望する入所者の地域生活移行に取り組みますが、入所者の中には地域での生活が困難な方も多い状況にあること、また、現在は在宅で生活されている方の中にも、障害の重度化等を理由として施設入所の希望が一定数あり、入所待機者数は増加している状況にあること、さらに、指定障害児入所施設における18歳以上の継続入所者の移行先確保の対応も必要になっていることを踏まえたものです。」</p>
第5章 障害福祉サービス等の質の向上等のために講ずる措置 1 サービスに従事する人材の確保・育成					
17	—	48	県内の介護福祉士、社会福祉士、理学療法士、作業療法士、看護師など、障害福祉サービスに従事する人材の養成機関の定員や在籍者等を把握することが必要ではないか。養成機関がいくつあり、どれぐらいの学生が学んでいるのか実態を把握することは大切だと思う。	御意見として賜ります	県の障害福祉に関する施策に対する御意見として承ります。
第5章 障害福祉サービス等の質の向上等のために講ずる措置 5 障害者等の社会参加の促進					
18	—	50	障害者の社会参加促進と障害理解のために 宮城県障害者福祉計画には、障害者が社会に参加しやすい、関わりやすい環境整備を具体的に進めてほしい。 居住地域にかかわらず、福祉サービスの充実と社会参加につながる施策をどんどん出してほしい。	現在の計画に記載しております	<p>障害者等の社会参加の促進については、第5章の記載に含まれております（p.50 第5章「5 障害者等の社会参加の推進」）。</p> <p>今後の施策展開に当たっては、御意見を参考とさせていただきます。</p>

NO.	項目	ページ	御意見の内容（要旨）	県の考え方	
				結論	理由
19	—	50	<p>社会参加関係            身体障害者社会参加支援施設（身体障害者福祉センター、補装具制作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設）をすべて、明記してほしい。            宮城県指定管理施設である「宮城県障害者福祉センター」や「宮城県障害者総合体育センター（体育館・グラウンド）等の表記がない。また、「宮城県障害者社会参加推進センター」の事業委託名を明記してほしい。            指定管理施設ではないが、県からの事業補助金が入っている「幸町ウェルフェア温水プール」も同様と考える。</p>	最終案に反映いたします	<p>御意見を踏まえ、該当箇所を次のように修正しました。            「県では、障害の有無にかかわらず、誰もが家庭や地域で明るく暮らせる社会づくりに向けて、宮城県障害者福祉センター等の施設を運営し、障害者又はその家族に関する各種相談、機能訓練、障害者福祉に関する各種研修、スポーツ及びレクリエーションの指導、ボランティアの養成のほか、社会との交流の促進に取組むことで、障害者等の社会参加の促進を図ってまいります。            （１）障害者スポーツ等の振興及び芸術文化活動支援スポーツやレクリエーション活動を通じて障害者の自己表現、社会参加、生活の質の向上を図るため、宮城県障害者総合体育センター等を活用して、各種スポーツ大会やスポーツ教室を開催します。あわせて障害者スポーツ指導員を養成し、障害者スポーツ人口の拡大を目指します。」</p>
20	(1) 芸術文化活動支援	50	<p>「また、県による障害者の文化芸術活動を支援するセンターの設置を推進します。さらに、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、公立図書館など地域の関係機関への普及啓発や、電子書籍等を利用するための報機器や全国的ネットワークであるサピエ図書館の利用体験を実施することで、視覚障害者等のアクセシブルな書籍の活用を推進します。」の記載について、「視覚障害者等」を「視覚障害者や盲ろう者等」と情報入手に著しく困難を抱え、支援や配慮が必要な「盲ろう者」も追加してください。</p>	御意見として賜ります	<p>「視覚障害者等」との記載については、法律名「障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（p.3 第1章 2（7）障害者の社会参加を支える取り組み）」との統一を図った表現となっておりますので、御理解願います。</p>
21	(2) 情報保障の推進	50	<p>視覚障害者情報センター、及び聴覚障害者情報センターともに視覚と聴覚の両方に障害を抱える盲ろう者にとっても重要な施設であり、今後さらに盲ろう者も利用しやすい環境整備、情報支援サービスの拡充を期待する。必要な財政措置や施策の推進を願っている。</p>	御意見として賜ります	<p>県の障害福祉に関する施策に対する御意見として承ります。</p>
第5章 障害福祉サービス等の質の向上等のために講ずる措置 6 障害を理由とする差別の解消の推進					
22	(1) 行政機関等における配慮	51	<p>「障害のある人が、県が主催する会議や各種行事等に参加しやすい環境づくりのため、手話通訳、要約筆記及び盲ろう者通訳・介助、資料の点訳等の合理的配慮の提供を行います。障害のある人が、行政関連情報を円滑に取得・利用できるよう、ホームページや広報誌など、県の広報媒体における情報アクセシビリティの向上を図ります。」の記載について、盲ろう者の立場からも大変ありがたく思います。盲ろう者が情報や社会から取り残されないよう積極的な関わりと盲ろう者のニーズに合わせた情報提供をお願いします。</p>	御意見として賜ります	<p>県の障害福祉に関する施策に対する御意見として承ります。</p>
23	(2) 普及啓発・広報活動の推進	51	<p>「条例のガイドラインや県の広報媒体等を活用し、障害者差別の解消に向けた関連情報の発信や、障害福祉サービス及び障害者差別等をテーマとした「みやぎ出前講座」の実施等を通じて、障害や障害のある人、社会的障壁等への理解を促進します。」の記載について、積極的な取り組み、当事者団体との連携をお願いします。</p>	御意見として賜ります	<p>県の障害福祉に関する施策に対する御意見として承ります。</p>
24	(2) 普及啓発・広報活動の推進	51	<p>「障害者週間等における各種行事の開催など、障害当事者団体や支援団体を含む関係機関等と連携した啓発・広報活動に計画的に取り組み、障害及び障害のある人に対する県民の理解・関心を高めるとともに、障害のある人の社会参加を促進します。特に、障害に対する理解・関心の向上には、子どもの時期から障害のある人と交流する環境づくりが有効と考えられることから、「共に学ぶ教育」の推進と障害のある児童生徒に対する支援の更なる充実を図ります。」の記載について、積極的な取り組みを期待します。</p>	御意見として賜ります	<p>県の障害福祉に関する施策に対する御意見として承ります。</p>

NO.	項目	ページ	御意見の内容（要旨）	県の考え方	
				結論	理由
25	(3) 相談体制の整備	51	第5章3の虐待防止と比較すると、条例まで制定しようとする差別解消についての相談体制への記述が不十分である。	現在の計画に記載しております	「6 障害を理由とする差別の解消の推進」については、(1)から(4)までの項目に分け、「相談体制の整備」とともに、普及啓発等の取り組みについて詳しく記載しております。
26	(3) 相談体制の整備	51	意思疎通・コミュニケーション、情報入手、移動に困難を抱える盲ろう者が相談しやすい支援体制、環境整備をお願いします。	御意見として賜ります	「宮城県障害者権利擁護センター」は、障害者に対する虐待や障害を理由とする差別に関する県の相談窓口であり、市町村等と連携した相談体制の充実に努めております。相談方法については、電話やFAX、電子メールで受け付けております。
第5章 障害福祉サービス等の質の向上等のために講ずる措置 7 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実					
27	(2) 防災対策	52～53	東日本大震災から10年を迎えるにあたり、障害者と防災に関連する記述がもっとあるとよい。	御意見として賜ります	本計画は、障害福祉サービス等の提供体制の確保等を目的に、国の基本指針に即し、成果目標や支援の種類ごとの必要な量の見込量等の活動指標を定めるものであり、第5章については、県の障害者施策の基本的な方向性を定める「みやぎ障害者プラン」を踏まえ、本計画と関連する取組について記載しているものですので、御理解願います。
28	(2) 防災対策	53	「障害のある人の避難所等における意思疎通支援を担う手話通訳者や要約筆記者等の計画的な養成等を行います。」の記載について、意思疎通支援を担うのは、聴覚障害者の手話通訳者や要約筆記者だけでなく、盲ろう者を支援する通訳・介助員も必要であり、社会に理解が広がるように「盲ろう者向け通訳・介助員」を追加してほしい。 盲ろう者は視覚にも障害を併せ持ち、さらに意思疎通やコミュニケーション、情報入手に困難を抱えることから、盲ろう者の存在も明確に示し、盲ろう者の意思疎通支援でもある「盲ろう者向け通訳・介助員」等と追加してほしい。 (修正案) 障害のある人の避難所等における意思疎通支援を担う手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員等の計画的な養成等を行います。	最終案に反映いたします	御意見を踏まえ、該当箇所を次のように修正しました。 「障害のある人の避難所等における意思疎通支援を担う手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員等の計画的な養成等を行います。」
29	(2) 防災対策	53	宮城県災害派遣福祉チーム(DWAT)や障害児者入所施設等応援職員派遣調整業務(現在は、期間限定だが、今後のためにも、体制整備を望む)を明記してほしい。	最終案に反映いたします	御意見を踏まえ、該当箇所を次のように修正しました。 「東日本大震災で得られた知見等を踏まえ、大規模災害等の発生時において、被災地域の精神科医療及び精神保健活動の支援を行う「災害派遣精神医療チーム(DPAT)」や、市町村からの派遣要請等により避難所や福祉避難所において福祉的な支援を行う「災害派遣福祉チーム(DWAT)」等の継続的な体制整備や充実に取り組みます。」
30	(2) 防災対策	53	「東日本大震災において、視覚障害者の支援に課題を残したことから、「宮城県視覚障害者情報センター」に「地域連携推進員」を配置し、当事者団体や支援者団体と連携し、市町村における視覚障害者支援体制を整備します。」の記載について、視覚障害者だけでなく、盲ろう者も大きな課題を残しており、盲ろう者も含めて課題解決につながるようお願いいたします。 (修正案) 東日本大震災において、視覚障害者や盲ろう者の支援に課題を残したことから、「宮城県視覚障害者情報センター」に「地域連携推進員」を配置し、当事者団体や支援者団体と連携し、市町村における視覚障害者支援体制を整備します。	最終案に反映いたします	御意見を踏まえ、該当箇所を次のように修正しました。 「東日本大震災において、視覚障害者や盲ろう者の支援に課題を残したことから、「宮城県視覚障害者情報センター」に「地域連携推進員」を配置し、当事者団体や支援者団体と連携し、市町村における視覚障害者支援体制を整備します。」

NO.	項目	ページ	御意見の内容（要旨）	県の考え方	
				結論	理由
第6章 地域生活支援事業等の実施に関する事項					
31	—	54～63	目標数値化されている項目とそうでない項目が混在している。目標数値化されていない項目は、一見して、注目度が低くなる感じがする。	御意見として賜ります	国の基本指針において、見込量の記載が必須である項目と望ましいとされている項目があることから、このような記載となっておりますので、御理解願います。
第6章 地域生活支援事業等の実施に関する事項 1 地域生活支援事業					
32	(1) 専門性の高い相談支援事業 ①発達障害者支援センター運営	54	県内2箇所ではとても足りません。緊急性を要する時や、専門的・具体的な相談の時、速やかな対応ができるために。近距離で対応できるセンターが必要。	御意見として賜ります	県では、発達障害者等支援として、一次から三次支援機関による機能分化と連携を軸に重層的な支援体制の整備を進めております。 まず、住民の皆様の身近な支援機関として、市町村や障害福祉サービス事業所等を一次支援機関としております。また、各圏域に専門的な支援を目的とした発達障害者地域支援マネジャーを配置し二次支援機関としております。 発達障害者支援センターは、総合相談窓口のほか、一次、二次支援機関のバックアップを行う専門的な機関として三次支援機関に位置付けております。 一次から三次支援機関の相互連携により、その機能を十分に発揮し、支援の充実を図ってまいります。
33	(2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 ②盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の実施	55	地域で盲ろう者のニーズに合わせた支援ができる人材確保と養成は必要不可欠であり、引き続き通訳・介助員養成研修事業の拡充に向けて、よろしくお願いします。	御意見として賜ります	県の障害福祉に関する施策に対する御意見として承ります。
34	(3) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 ②盲ろう者通訳・介助員派遣	55	目と耳の両方に不自由を抱える盲ろう者の支援は、盲ろう者が困難なことを支援するため、「コミュニケーションと移動の支援」と限定的な解釈や理解にならないよう、包括的な支援と理解できるように「盲ろう者のコミュニケーションと移動の支援等」と「等」を加えてほしい。 (修正案) 盲ろう者向けの通訳と介助を行う盲ろう者通訳・介助員を派遣し、盲ろう者のコミュニケーションと移動の支援等を行います。	最終案に反映いたします	御意見を踏まえ、該当箇所を次のように修正しました。 「盲ろう者向けの通訳と介助を行う盲ろう者通訳・介助員を派遣し、盲ろう者のコミュニケーションと移動の支援等を行います。」
35	(3) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 ②盲ろう者通訳・介助員派遣	55～56	中間案のなかで、通訳・介助員を「盲ろう者通訳・介助員」と「盲ろう者向け通訳・介助員」と記述されている箇所があり、「盲ろう者向け通訳・介助員」に統一してはどうか。 (「盲ろう者通訳・介助員」は、「盲ろう者」と「通訳・介助員」が並列して分かりにくさもあると思い、「盲ろう者向け通訳・介助員」とすると盲ろう者の支援をする人のことを意味すると分かりやすくなるのではないかと考えます。)	最終案に反映いたします	御意見を踏まえ、該当箇所(p.55 第6章 1(3) ②盲ろう者通訳・介助員派遣, p.62 第6章 2(17) ④盲ろう者通訳・介助員スキルアップ支援)を「盲ろう者向け通訳・介助員」に統一しました。
36	(4) 広域的な支援事業 ①都道府県相談支援体制整備(精神障害者等相談支援体制強化)	56	県内7人で対応可能か?精神障害者は、日常的に不安を抱えて不安定である。症状がひどい時や相談が必要な時に対応できるようにして欲しい。	御意見として賜ります	相談支援体制整備事業による「アドバイザー派遣」とは、市町村等からの依頼に基づき、市町村等が主催する障害児者に対する個別支援会議(ケース検討)や研修会等にアドバイザーを派遣・指導を行うものです。 日常的な個別事例に対する助言とは役割が異なります。

NO.	項目	ページ	御意見の内容（要旨）	県の考え方	
				結論	理由
37	(6) 日常生活支援に関する事業	57～58	盲ろう者向け生活訓練事業の説明がありませんが、説明がない理由を教えてください。加筆、追加してはいかがでしょうか。	現在の計画に記載しております	盲ろう者を対象とする日常生活及び社会生活に必要な訓練指導等については、「特別支援事業」の中（「盲ろう者社会参加等促進」p.59 第6章 1（8）③）に記載しておりますので、御理解願います。
38	(7) 社会参加支援に関する事業	58	社会参加関係 身体障害者社会参加支援施設（身体障害者福祉センター、補装具制作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設）をすべて、明記してほしい。 宮城県指定管理施設である「宮城県障害者福祉センター」や「宮城県障害者総合体育センター（体育館・グラウンド）等の表記がない。また、「宮城県障害者社会参加推進センター」の事業委託名を明記してほしい。 指定管理施設ではないが、県からの事業補助金が入っている「幸町ウェルフェア温水プール」も同様と考える。	御意見として賜ります	第6章については、障害者総合支援法の規定に基づいて実施される地域生活支援事業を踏まえ、記載しておりますので、御理解願います。 なお、本内容につきましては、No.19の御意見を踏まえ、第5章に反映しております。
39	(7) 社会参加支援に関する事業 ③点字・声の広報等の発行	58	「文字による情報入手が困難な障害者等のために、県政だよりの点字版、音声版（CD）を制作し、希望する視覚障害者等への配布を行います。」の記載について、盲ろう者も必要とすることから、「希望する視覚障害者等」→「希望する視覚障害者や盲ろう者等」と修正していただきたい。	現在の計画で読み込める内容となっております	「等」には盲ろう者も含んでおりますが、ここでは様々な障害種別を想定しており、主な例として「視覚障害」を挙げているものですので、御理解願います。
40	(7) 社会参加支援に関する事業 ⑦芸術文化活動振興	58	盲ろう者も含めて楽しく参加できる音楽祭であり、支援を継続してほしい。	御意見として賜ります	県の障害福祉に関する施策に対する御意見として承ります。
41	(8) 特別支援事業 ③盲ろう者社会参加等促進	59	引き続き、盲ろう者の社会参加の促進のための機会として、訓練や講習会の実施を続けていただくとともに広報や参加に必要な支援の充実をお願いします。	御意見として賜ります	県の障害福祉に関する施策に対する御意見として承ります。
<b>第6章 地域生活支援事業等の実施に関する事項 2 地域生活支援促進事業</b>					
42	(12) 「心のバリアフリー」推進	61	共生社会や相互理解促進のため、積極的な取り組みに期待します。	御意見として賜ります	県の障害福祉に関する施策に対する御意見として承ります。
43	(13) 身体障害者補助犬育成促進	61	補助犬の養成のための財政支援をしっかりと講じてほしい。盲導犬を含めた補助犬への理解がまだまだ十分とは言えず、地域、事業者の理解促進のため、関係団体や当事者団体と連携して取り組んでほしい。	御意見として賜ります	県の障害福祉に関する施策に対する御意見として承ります。
44	(16) 障害者ICTサポート総合推進 ①障害者ITサポートセンターの運営	62	盲ろう者にも支援が行き届くようお願いするとともに、様々な形で当事者団体とも連携しながら「みやぎ障害者ITサポートセンター」の周知をお願いしたい。盲ろう者をはじめ、障害者理解のためのスタッフの研修も行ってほしい。	御意見として賜ります	県の障害福祉に関する施策に対する御意見として承ります。
45	(16) 障害者ICTサポート総合推進 ①障害者ITサポートセンターの運営	62	「ITを活用した障害者等の就労支援を行います。」の記載について、盲ろう者にも対応できるよう支援をお願いします。	御意見として賜ります	県の障害福祉に関する施策に対する御意見として承ります。
46	(16) 障害者ICTサポート総合推進 ①障害者ITサポートセンターの運営	62	盲ろう者、視覚障害者、聴覚障害者とITやAI技術も含めて様々な可能性を広げてほしい。	御意見として賜ります	県の障害福祉に関する施策に対する御意見として承ります。
47	(16) 障害者ICTサポート総合推進 ②パソコンボランティアの養成・派遣	62	地域に偏りや格差がないよう地域の人材確保と人材養成、必要に応じて広域連携システムも取り入れていただきたい。	御意見として賜ります	県の障害福祉に関する施策に対する御意見として承ります。
48	(17) 意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援 ④盲ろう者通訳・介助員スキルアップ支援	62	目と耳の両方が不自由な盲ろう者の通訳・介助支援は、専門性が高く、支援内容も広く担うため、さらなる研修機会の確保と通訳・介助員の盲ろう者理解、通訳・介助スキルアップが必要です。よろしくお願いします。	御意見として賜ります	県の障害福祉に関する施策に対する御意見として承ります。